

2020年4月～ 建物内に喫煙室がある場合、必ず標識が掲示されることとなります。

		分 煙			喫煙可	
		喫煙専用室設置	加熱式たばこ専用喫煙室	喫煙目的室	喫煙可能室設置	喫煙可能店
		喫煙可 (喫煙室内での飲食不可)	指定たばこのみ喫煙可 (喫煙室内での飲食可)	喫煙可 (喫煙室内での飲食可)	喫煙可 (喫煙室内での飲食可)	喫煙可 (店内で喫煙が可)
施設等の出入口	 喫煙専用室あり Designated smoking room available 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。	 加熱式たばこ専用喫煙室あり Designated heated tobacco smoking room available	 喫煙目的室あり Smoking room available 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。	 喫煙可能室あり Smoking room available 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。	 喫煙可能店 Smoking area 20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。	
	喫煙専用室等の出入口	 喫煙専用室 Designated smoking room 20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。	 加熱式たばこ専用喫煙室 Designated heated tobacco smoking room 20歳未満の方は立ち入れません。	 喫煙目的室 Smoking room 20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。	 喫煙可能室 Smoking room 20歳未満の方は立ち入れません。 「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。	※経過措置 客席面積100㎡以下かつ個人又は中小企業のお店のみ、お店全体を喫煙可とすることや喫煙可能室を設置することができます。

※「指定たばこ」とは「IQOS(アイコス)」「PloomTECH(プルームテック)」「glo(グロー)」などの加熱式たばこのことです。
 ※喫煙目的室とはシガーバーやたばこ販売店、公衆喫煙所など喫煙をサービスの目的とする施設で設置できる喫煙室のことです。

飲食店標識掲示の義務化

静岡県内の飲食店では・・・



静岡県では受動喫煙による健康被害を防ぎ、安心して快適に飲食を楽しむ環境を整備するため、「受動喫煙防止条例」を定めました。2019年4月施行に伴い、原則すべての飲食店の出入口に **禁煙** **分煙** **喫煙可** のいずれかを示す標識が掲示されます。(静岡県では、禁煙の場合も標識掲示を義務化しました。)

原則敷地内禁煙になります

浜松市では・・・

浜松市では市民の健康づくりの観点から、公共施設での受動喫煙防止対策を進めています。2019年7月から行政機関の庁舎、学校、病院、児童福祉施設などにおいては、喫煙場所を廃止し、敷地内禁煙となります。